

使用料改定に係るQ&A（令和6年4月作成）

質問	回答																								
1 令和6年4月1日以降の使用予約を令和6年3月31日までに確定した場合の使用料はどうか。	令和6年3月31日までに予約を確定したものは、全て旧料金を適用する。																								
2 激変緩和措置適用施設において、2回目の使用料改定の適用日である令和8年4月1日以降の使用予約を激変緩和措置適用期間の令和8年3月31日までに確定した場合の使用料はどうか。	令和8年4月1日以降の使用予約は、予約確定日に関わらず全て2回目の改定後の料金を適用する。																								
3 「中学生以下の者」「高校生」「一般」の定義	「中学生以下の者」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者（これらに準ずるもの（夜間中学校等）を含む。以下同じ。）「高校生」とは高等学校に在籍する者（これらに準ずるもの（高等専門学校等）を含む。以下同じ。）「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者をいう。学生については、在籍を要件とするため必要に応じて学生証等で確認すること。																								
4 アマチュアスポーツ以外に使用する場合は具体的に何を指すのか。	アマチュアスポーツ以外に使用する場合は、プロが使用する場合（プロ野球、プロサッカーリーグなど）をいう。																								
5 使用団体に一般、高校生、中学生以下の3区分の使用者が混在する場合、どの料金区分を適用すべきか。	<p>① 1区分の使用者の全体に占める割合が過半数を超える場合は、最も人数が多い使用者の料金区分を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1164 579 1626 671"> <tr> <td>一般(5人)</td> <td>高校生(2人)</td> <td>中学生以下(2人)</td> <td>計(9人)</td> </tr> <tr> <td>●●●●●</td> <td>○○</td> <td>□□</td> <td>●●●●● ○○ □□</td> </tr> </table> <p>《例1》</p> <p>② 各料金区分の使用者の割合が同数の場合は、最も使用料が低い中学生以下の料金区分を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1164 756 1626 849"> <tr> <td>一般(3人)</td> <td>高校生(3人)</td> <td>中学生以下(3人)</td> <td>計(9人)</td> </tr> <tr> <td>●●●</td> <td>○○○</td> <td>□□□</td> <td>●●● ○○○ □□□</td> </tr> </table> <p>《例2》</p> <p>③ 高校生及び中学生以下の全体に占める割合が過半数以上の場合は、高校生及び中学生以下の料金区分のうち人数が多い方の料金区分を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1164 951 1626 1043"> <tr> <td>一般(5人)</td> <td>高校生(4人)</td> <td>中学生以下(2人)</td> <td>計(11人)</td> </tr> <tr> <td>●●●●●</td> <td>○○○○</td> <td>□□</td> <td>●●●●● ○○○○ □□</td> </tr> </table> <p>《例3》</p> <p>※一般の人数が最も多いが、高校生と中学生以下の合計人数が過半数以上なので、高校生と中学生以下のうち人数の多い高校生の料金区分を適用する。</p>	一般(5人)	高校生(2人)	中学生以下(2人)	計(9人)	●●●●●	○○	□□	●●●●● ○○ □□	一般(3人)	高校生(3人)	中学生以下(3人)	計(9人)	●●●	○○○	□□□	●●● ○○○ □□□	一般(5人)	高校生(4人)	中学生以下(2人)	計(11人)	●●●●●	○○○○	□□	●●●●● ○○○○ □□
一般(5人)	高校生(2人)	中学生以下(2人)	計(9人)																						
●●●●●	○○	□□	●●●●● ○○ □□																						
一般(3人)	高校生(3人)	中学生以下(3人)	計(9人)																						
●●●	○○○	□□□	●●● ○○○ □□□																						
一般(5人)	高校生(4人)	中学生以下(2人)	計(11人)																						
●●●●●	○○○○	□□	●●●●● ○○○○ □□																						